

C8

202/0723郵送受理

令和3年（つ）第1号

決 定

請求人 今井 豊

上記請求人から、上村正を被疑者とする刑事訴訟法262条1項による付審判請求があったので、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件請求を棄却する。

理 由

第1 請求の趣旨及び理由

請求の趣旨及び理由は、要するに、請求人は、令和2年12月22日、前橋地方検察庁検察官検事である上村正を公務員職権濫用、犯人隠避及び脅迫の各罪で告訴したところ、前橋地方検察庁検察官は、令和3年1月14日、これらにつき、不起訴処分の裁定をしたが、この処分について不服があるため、事件を前橋地方裁判所の審判に付することを求めるというものである。

前記事件のうち犯人隠避罪及び脅迫罪に係る部分は、付審判請求の対象となる犯罪ではないから、付審判請求は理由がない。そこで、以下、公務員職権濫用罪につき検討する。

第2 被疑事実の要旨

被疑者は、前橋地方検察庁検事として検察官の職務に従事し、請求人作成の令和2年1月14日付け告訴状及び同月22日付け告訴状補充書に基づき、サイトウ某に対する住居侵入、脅迫、有印私文書偽造・同行使被疑事件、オオフジ某に対する犯人隠避被疑事件、不詳1に対する有印私文書偽造・同行使、証拠隠滅被疑事件、不詳2に対する証拠隠滅被疑事件、カドノ某に対する犯人隠避被疑事件の各事件捜査を行っていたものであるが、同年3月30日、同庁において、起訴の職権を故意

に行使せず、前記各事件をいずれも不起訴処分とするとともに、請求人に対して前記各事件に関する処分通知書1通を郵送し、翌31日、請求人に同通知書1通を受領させて「お前など認めない。」との害意を暗に示し、もってその職権を濫用して請求人の告訴権行使を妨害した。

第3 当裁判所の判断

1 被疑者が捜査を担当した請求人の告訴事実の要旨は次のとおりである。

(1) 郵便局員であるサイトウ某が、睡眠中の請求人に脅迫を行う目的で、平成29年4月5日午後8時頃、群馬県利根郡みなかみ町内にある同人方に侵入し、ゆうパックを同人の頭部付近に無言で置いて立ち去り、暗に「我々はいつでもお前の不意を突ける」との害意を示したことは、住居侵入罪・脅迫罪に該当し、また、前記サイトウ某が、ゆうパックの配達証に「今井豊」と請求人の氏名を署名した上、沼田郵便局格納係に交付したことは、有印私文書偽造罪・同行使罪に該当する。

(2) 沼田郵便局副部長であるオオフジ某が、同月6日午後6時頃、同郵便局に電話をかけて前記配達証の交付を要求した請求人に対し、同配達証の交付を拒否したことは、前記(1)の各犯行に及んだ前記サイトウ某の処罰を免れさせるためであるから、犯人隠避罪に該当する。

(3) 沼田郵便局員である不詳1が、同月7日頃、同郵便局に来局して前記配達証の閲覧を要求した請求人に対し、そのカラーコピーを作成したことは、有印私文書偽造罪に該当するとともに、カラーコピーを作成した目的は前記配達証に記載された「今井豊」の筆跡の特徴を低減させるためであるから、証拠隠滅罪にも該当し、さらに、それを請求人に提示したことは、偽造有印私文書行使罪に該当する。

- (4) 沼田郵便局員である不詳2が、平成30年5月初め頃、1年間の保存期限を理由として前記配達証を廃棄したことは、前記サイトウ某の処罰を免れさせるためであるから、証拠隠滅罪に該当する。
- (5) 日本郵便株式会社社会貢献CS推進室室員であるカドノ某が、令和元年5月7日午前10時頃、同社に電話をかけて前記サイトウ某の氏名・住所を告知するよう要求した請求人に対し、それらの告知を拒否したことは、前記サイトウ某の処罰を免れさせるためであるから、犯人隠避罪に該当する。
- 2 被疑者は、前記1(1)ないし(5)の各告訴事実につき、以下の理由でいずれも不起訴処分とした。
- (1) 前記1(1)について
- 請求人の主張に反する内容の前記サイトウ某の供述が信用できる一方、同人に住居侵入、脅迫、有印私文書偽造・同行使に当たる行為があったとする請求人の主張を裏付ける証拠はないから嫌疑不十分である。
- (2) 前記1(2)について
- 前記オオフジ某の行為は、犯人隠避に該当しないので、罪とならない。
- (3) 前記1(3)について
- 不詳1には、私文書の偽造に当たる行為がなく、カラーコピーを提示しても証拠隠滅には当たらないので、罪とならない。
- (4) 前記1(4)について
- 不詳2による配達証の廃棄は、保存期間経過後に機械的にされたものであるから罪とならない。
- (5) 前記1(5)について
- カドノ某には犯人隠避に当たる行為がないので、罪とならない。

3 被疑者による前記各不起訴処分は、その結論に至った経過や理由に違法な点はなく、被疑者がこれらの不起訴処分をしたことやその結果を請求人に通知したことが職権濫用に当たらないことは明らかである。なお、公務員職権濫用罪にいう「権利の行使を妨害した」とは、権利の具体的行使を妨げることをいい、告訴人の利益は、不起訴処分により反射的に何らかの不利な影響を受けることがあったとしても、ここでいう権利の妨害には当たらず、このような観点からも、被疑者について公務員職権濫用罪が成立する余地はない。

したがって、被疑者には公務員職権濫用罪の嫌疑はなく、付審判請求には理由がない。

4 よって、刑事訴訟法266条1号により本件請求を棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和3年7月20日

前橋地方裁判所刑事第2部

裁判長裁判官 山 崎



裁判官 稲 田 康



裁判官 落 合 沙



これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 中 武 信 広

